

補助対象工事一覧

（ ○：補助対象 △：条件により補助対象 ×：補助対象外 ）

No	リフォーム等の内容	専用住宅	併用住宅① (住宅1/2以上)	併用住宅② (住宅1/2未満)	マンション等 (居住の用途に供 する専有部分)
1	屋根の葺替・塗装、外壁の張替・塗装など	○	○	×	×
2	部屋の新設・増築・間仕切りの変更	○	△ 住宅部のみ可	△ 住宅部のみ可	○
3	壁紙や床の張替などの内装工事	○	△ 住宅部のみ可	△ 住宅部のみ可	○
4	玄関ドア、サッシの交換・取付（断熱改修など）	○	△ 住宅部のみ可	△ 住宅部のみ可	○
5	室内の建具等の交換・取付	○	△ 住宅部のみ可	△ 住宅部のみ可	○
6	外壁、屋根、天井の断熱化工事	○	○	×	×
7	風呂、台所、トイレなどの水回り改修工事	○	△ 住宅部のみ可	△ 住宅部のみ可	○
8	バルコニーの改修・新設工事	○	△ 住宅部のみ可	×	×
9	畳の取替え・表替え含む、襖・障子の張替	○	△ 住宅部のみ可	△ 住宅部のみ可	○
10	住宅敷地内の住宅用車庫・物置の新築及び増改築（既製品の物置・車庫・カーポート除く）	○	△ 住宅用のみ可	×	×
11	上水道・下水道への接続工事	○	○	○	×
12	給湯設備機器の設置	○	△ 住宅用のみ可	△ 住宅用のみ可	○
13	アルミ製風除室、サンルームなどの設置	○	△ 住宅用のみ可	×	×
14	ウッドデッキなどの設置（住宅に設置されていること）	○	△ 住宅用のみ可	×	×
15	住宅の解体工事（解体工事後、増改築・リフォームを伴うものに限る）	○	○	×	×

補 助 対 象 工 事 一 覧

(○：補助対象 △：条件により補助対象 ×：補助対象外)

No	リフォーム等の内容	専用住宅	併用住宅① (住宅1/2以上)	併用住宅② (住宅1/2未満)	マンション等 (居住の用途に供 する専有部分)
16	耐震補強・改修工事	○	○	×	×
17	バリアフリー工事	○	△ 住宅部のみ可	△ 住宅部のみ可	○
	市の他制度の併用・・・介護保険 住宅改修を利用する	介護保険給付対象額を差し引いて、補助金の対象費とします。			
18	合併浄化槽の設置工事	○	○	×	×
	市の他制度の併用・・・浄化槽設置補助金を受給する	浄化槽補助金額を差し引いて、リフォーム補助金の対象費とします。			
19	TVアンテナ・電話・LAN等の配線工事（リフォーム工事に伴うものに限る）	○	△ 住宅部のみ可	△ 住宅部のみ可	○
20	リフォーム関連備品類（エアコン・暖房機・カーテン・ロールスクリーン）の設置・取付費（リフォーム工事に伴うもので、備品費用が全体費用の1/3以下にある分に限る） ※1/3を超過する場合、全額を補助対象から除外	○	△ 住宅部のみ可	△ 住宅部のみ可	○
21	太陽光発電システムの設置	×	×	×	×
22	家庭用電化製品などの購入（設置・取付け）	×	×	×	×
23	店舗、貸家、農業用作業場などの改修・増築工事	×	×	×	×
24	外部水栓（散水栓など）、造園、門扉、ブロック塀等の外構工事（解体工事も含む）	×	×	×	×
25	生活用水用井戸掘り工事	×	×	×	×
26	公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事	×	×	×	×

※ この表での『併用住宅①』は、居住の用に供する部分の延べ面積が建物全体の延べ面積の1/2以上ある住宅、

『併用住宅②』は、居住の用に供する部分の延べ面積が建物全体の延べ面積の1/2未満の住宅をいう。

※ 大館市ウッドチェンジ推進事業を利用した場合は、補助金額を差し引いてリフォームの補助金の対象費とします。